

## 中央省庁の地方移転に関する取組の進捗状況の概要

### 【進捗状況の確認方法について】

現在、中央省庁の地方移転に関する取組については「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定、以下「今後の取組について」）」に基づき具体的な各取組が行われており、まち・ひと・しごと創生本部は、その進捗を適切に点検し着実な実施を図ることとされている。

それを受け、前回の政府関係機関移転に関する有識者懇談会（平成29年10月）において、政府関係機関の地方移転に関する取組の進捗状況のフォローアップは、各機関および移転先の地方自治体等から進捗状況の報告を受け、移転による効果等についてフォローアップすることとされた。

以上より、本年6月に行った中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査の結果から、以下のとおり概要を報告する。（詳細は、資料(1)-1-2）

### 1. 文化庁の京都府移転案件について

#### 【「今後の取組について」から抜粋】

##### （3）具体的な取組

- ① 今年度実施のICT実証実験及び来年度実施する先行移転を通して、遠隔地の部局との連携の方法や課題について検証を行う。
- ② 京都・関西の官民の協力を得て、文化庁の京都移転の具体的メリットを示し、国民の理解を得るため、平成29年度に、文化庁の一部の先行移転として、「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置する。国として必要な予算・機構定員を確保しつつ、京都側の連携協力を得て、30人程度の体制を構築し、食を含む生活文化等の地域の文化芸術資源と産業界・大学等との連携により地方創生や経済活性化を促進する拠点形成事業や、文化財を活かした総合的な観光拠点の形成や、伝統文化・生活文化を活かした広域文化観光の実現にかかるモデル事業、2017年の東アジア文化都市に指定された京都市の人的交流・文化協力を促進させる事業、政策調査研究機能の充実等を進める。
- ③ ②と並行して、「施策・事業の執行業務及びそれと密接不可分な政策の企画・立案業務」と「政策の企画・立案などで東京で行う必要のある業務」の分離等を検討し、機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正案等を、平成30年1月からの通常国会を目途に提出する。これにより新たな政策ニーズに対応できる「新・文化庁」の体制の構築を図るとともに、業務に一時の停滞も来さないよう、まず既存の場所で運用し、その上で、最終的には、京都と東京との分離が必要となる組織体制を整備しつつ、円滑に移転を実施する。なお、抜本的な組織改編の検討と並行して、移転場所、移転費用、移転後の経常経費への対応及び文化関係独立行政法人の在り方について、「文化庁の移転の概要について」に基づき、検討を進める。

### 【進捗状況】

平成 29 年に本格移転準備のための「地域文化創生本部」を京都に設置するとともに、本格移転の大枠を決定し、平成 30 年通常国会の文部科学省設置法改正等を踏まえ、平成 30 年 10 月に組織再編を行った。平成 30 年 8 月には庁舎整備に係る国と地元との役割分担等を決定し、遅くとも平成 33 年度中の本格移転を目指して、計画的・段階的に進めることとしている。

他の取組状況や詳細は、議事 3 で報告される。

## 2. 消費者庁の徳島県移転案件について

### 【「今後の取組について」から抜粋】

#### (2) 具体的な取組

- ① 「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成 29 年度に開設する。同オフィスは、消費者庁及び（独）国民生活センターの職員のほか、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とする。さらに徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。また、長官をはじめ消費者庁幹部が定期的に滞在し、同オフィスの成果を消費者行政全体の発展につなげる。平成 29 年度において、同オフィス開設のために必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。
- ② （独）国民生活センターについては、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島独自の研修も実施する。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
- ③ 「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、3年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。検証・見直しは、今後の徳島県を中心とする交通・通信網、消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク及び政府内の各府省庁共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、同オフィスの設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。
- ④ 消費者委員会については、消費者庁や（独）国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、提言・助言を行う。その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行う。上記 3 年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から、意見を述べる。

### 【進捗状況】

平成 29 年 7 月に「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島に開設し、政策の分析・研究、実証実験等のプロジェクトを試行している。

また、これを同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置

付け、平成 31 年度を目途に検証し、見直しを行うこととしている。  
他の取組状況や詳細は、議事 3 で報告される。

### 3. 特許庁（（独）工業所有権情報・研修館）の大阪府移転案件について

#### 【「今後の取組について」から抜粋】

大阪をはじめ近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図る。このため、平成 29 年度に、近畿地方の 7 府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する（独）工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点（仮称）」を、大阪市内の交通至便地に設置する。このため、必要な予算を確保すべく、調整を進める。

#### 【進捗状況】

特許庁（（独）工業所有権情報・研修館）は、平成 29 年 7 月に（独）工業所有権情報・研修館 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）を大阪に開所し、近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図っている。

他の取組状況や詳細は、議事 3 で報告される。

### 4. 総務省統計局の和歌山県移転案件について

#### 【「今後の取組について」から抜粋】

##### （2）具体的な取組

- ① 総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成 30 年度から実施する。平成 29 年度には、先行的な取組として、和歌山県の協力を得て、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする産学官が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施し地方創生の実現に寄与するとともに、高度な情報セキュリティを確保しつつ利便性の高いかたちで統計マイクロデータを提供し利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。

このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

- ② （独）統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行うため、平成 29 年度から必要な予算を確保すべく、調整を進める。

#### 【進捗状況】

総務省統計局統計データ利活用センター及び関係機関により、主に以下の取組等が進められている。

- ① 平成 30 年 4 月に和歌山県に新たに総務省統計局「統計データ利活用センター」

を開設。

- ② 平成 30 年度より「統計データ利活用センター」において、オンサイト施設を運営し、統計マイクロデータの更なる利便性向上策の検討等を実施。
- ③ 平成 30 年度より、和歌山県等の地方公共団体と共同研究を行い、行政データや民間データを統計データと組み合わせて活用し、空き家対策や人口減少等の行政課題を解決する取組を実施。
- ④ 平成 30 年度より若年層に統計やデータサイエンスへの興味を持ってもらうため、統計を活用したプログラミングのイベント等を開催。

## 5. 中小企業庁の大阪府移転案件について

### 【「今後の取組について」から抜粋】

大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向け、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する。具体的には、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成 29 年度に、地域経済に関する多様な情報を一元的に集約・管理し、中小企業庁に適時・適切に情報を伝達すること等を通じて、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

### 【進捗状況】

中小企業庁及び関係機関により、主に以下の取組等が進められている。

- ① 平成 29 年 4 月に、近畿経済産業局に中小企業政策調査課を設置。
- ② 平成 29 年度から地域中小企業の実態を把握するため、局職員が「がんばる企業応援隊」として中小企業等を訪問する活動を始め、平成 30 年 3 月末までに 1,101 社を訪問。
- ③ 「がんばる企業応援隊」等で実施した、企業ヒアリングをベースに中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロントライン』をとりまとめ、平成 29 年度に 6 回公表。平成 29 年度以降レポートをもとに大阪府や兵庫県等の自治体と意見交換を行い、地域の実情把握等を図っている。

## 6. 観光庁の案件について

### 【「今後の取組について」から抜粋】

2020 年に訪日外国人旅行者数を 4000 万人とする等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化の取組の推進のため、地域ごとに異なる課題解決や地域における観光行政のワンストップサービス化を

推進する。このため、関係省庁の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を新たに設置・運営することとし、平成 28 年内に準備会を発足させ、平成 29 年度当初から運営できるように準備を進めるとともに、その機能を最大限に発揮できるように、地方運輸局において、そのために必要な体制の充実・強化を図る。

#### 【進捗状況】

観光庁は、平成 29 年度に全国 10 のすべての地方ブロックにおいて関係省庁の支分部局等がメンバーの観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議を 2 回開催し、課題の洗い出し及び取りまとめを実施。平成 30 年度は観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において取りまとめた課題・成果の共有を行うほか、継続して取り組む課題の整理や解決に向けた方向性の検討を踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化を推進していく予定。

### 7. 気象庁の案件について

#### 【「今後の取組について」から抜粋】

三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化するため、津地方気象台は、三重県と共同で平成 28 年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。また、災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。さらに、みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。

#### 【進捗状況】

気象庁及び関係機関によって、主に以下の取組等が進められている。

- ① 平成 28 年度に、津地方気象台と県防災対策部との間で、「県防災施策に関する研究会」を設置し、気象庁が「三重県版タイムライン」の策定を支援。
- ② 平成 29 年度に、台風第 5 号、21 号対応のため県災対本部に津地方気象台職員をリエゾンとして派遣。
- ③ 平成 29 年度に、三重県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」と津地方気象台が連携し、みえ防災コーディネーター育成講座等研修事業を共同実施。
- ④ 平成 30 年度より津地方気象台職員が「みえ防災・減災センター」駐在開始。

以上